

有害物質（窒素酸化物を除く）の規制基準

有害物質の種類	有害物質発生施設	排出基準値				
		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一般排出基準	上乗せ排出基準	排出口濃度	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
1 カドミウム及びその化合物	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る）	1.0mg/m ³ N	—	カドミウムとして 1.0mg/m ³ N	—	カドミウムとして 0.0006mg/m ³
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉		0.3mg/m ³ N		（焼結炉） カドミウムとして 0.0018mg/m ³	
	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造の用に供する乾燥施設	—	—	—		
	その他のもの	—	—	カドミウムとして 0.0018mg/m ³		
2 塩素	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	30mg/m ³ N	10mg/m ³ N	塩素として 30mg/m ³ N	—	塩素として 0.03mg/m ³
	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽					
	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉					
	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、密閉式を除く。）					
その他のもの	—	—	—	塩素として 0.1mg/m ³		
3 塩化水素	廃棄物焼却炉	700mg/m ³ N (O ₂ =12%換算)	—	—	塩化水素として 0.24mg/m ³	塩化水素として 0.08mg/m ³
	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	80mg/m ³ N	20mg/m ³ N	塩化水素として 80mg/m ³ N	—	
	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽					
	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉					
	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、密閉式を除く。）					
その他のもの	—	—	—	塩化水素として 0.24mg/m ³		

有害物質の種類	有害物質発生施設	排出基準値				
		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一般 排出基準	上乗せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度
4 弗素、弗化水素及び弗化珪素	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る）	10mg/m ³ N	—	ふっ素として 10mg/m ³ N	—	ふっ素として 0.003 mg/m ³
	窯業製品のうちかわらの製造の用に供する焼成炉	—	—	ふっ素として 0.42mg/m ³ N		
	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	10mg/m ³ N	—	ふっ素として 10mg/m ³ N		
	トリポリリン酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉（原料としてリン鉱石を使用する者に限る）		—			
	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	1.0mg/m ³ N 有害物質が電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合は、 3.0mg/m ³ N	—	ふっ素として 1.0mg/m ³ N 有害物質が電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合は、 3.0mg/m ³ N	—	ふっ素として 0.003 mg/m ³
	リン、リン酸、リン酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設（リン酸石灰又は重過リン酸石灰の製造の用に供するものを除く）、濃縮施設又は溶解炉（リン酸質肥料の製造の用に供するものを除く）（原料としてリン鉱石を使用するものに限る）	10mg/m ³ N	—	—	ふっ素として 0.01mg/m ³	
	リン酸石灰又は重過リン酸石灰の製造の用に供する反応施設	15mg/m ³ N	2.5mg/m ³ N	ふっ素として 15mg/m ³ N	—	
	リン酸質肥料の製造の用に供する溶解炉のうち電気炉		—			
	リン、リン酸、リン酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する焼成炉（原料としてリン鉱石を使用するものに限る）	20mg/m ³ N	—	ふっ素として 20mg/m ³ N	—	
	リン酸質肥料の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉のうち平炉					
その他のもの	—	—	—	ふっ素として 0.01mg/m ³		

有害物質の種類	有害物質発生施設	排出基準値				
		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一般 排出基準	上乗せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度
5 鉛及びその化合物	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉もの（原料として酸化鉛を使用するものに限る）	20mg/m ³ N	—	鉛として 20mg/m ³ N	—	鉛として 0.02mg/m ³
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉（鉛を原材料として使用するものに限る。）	10mg/m ³ N	5.0mg/m ³ N	鉛として 10mg/m ³ N		
	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉		—			
	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉		—			
	鉛径顔料の製造の用に供する溶解炉、反応炉及び乾燥施設	30mg/m ³ N	5.0mg/m ³ N	鉛として 30mg/m ³ N		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉及び溶鋳炉					
	その他のもの	—	—	—		
6 クロム化合物	すべてのもの	—	—	—	クロムとして 0.005mg/m ³	クロムとして 0.002mg/m ³
7 シアン化合物	すべてのもの	—	—	—	シアンとして 0.2mg/m ³	シアンとして 0.07mg/m ³
8 硫酸	すべてのもの	—	—	—	0.05mg/m ³	0.02mg/m ³
9 ベリリウム化合物	すべてのもの	—	—	—	ベリリウムとして 0.0006mg/m ³	ベリリウムとして 0.0002mg/m ³
10 銅化合物	すべてのもの	—	—	—	銅として 0.03mg/m ³	銅として 0.01mg/m ³
11 ニッケル化合物	すべてのもの	—	—	—	ニッケルとして 0.3mg/m ³	ニッケルとして 0.1mg/m ³
12 バナジウム化合物	すべてのもの	—	—	—	バナジウムとして 0.03mg/m ³	バナジウムとして 0.01mg/m ³
13 亜鉛化合物	すべてのもの	—	—	—	亜鉛として 0.1mg/m ³	亜鉛として 0.03mg/m ³
14 セレン化合物	すべてのもの	—	—	—	セレンとして 0.02mg/m ³	セレンとして 0.007mg/m ³
15 アンモニア	すべてのもの	—	—	—	1.0ppm	0.3ppm
16 ベンゼン	すべてのもの	—	—	—	0.5ppm	0.2ppm
17 メチルエチルケトン	すべてのもの	—	—	—	4.0ppm	1.5ppm

有害物質の種類 有害物質発生施設		排出基準値					
		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例			
		一般 排出基準	上乗せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度	
18	二硫化炭素	すべてのもの	—	—	—	0.5ppm	0.2ppm
19	一酸化炭素	すべてのもの	—	—	—	10.0ppm	3.0ppm
20	ホルムアルデ ヒド	すべてのもの	—	—	—	0.1ppm	0.03ppm
21	硫化水素	すべてのもの	—	—	—	0.1ppm	0.03ppm
22	二酸化窒素	すべてのもの	—	—	—	0.2ppm	0.07ppm
23	二酸化硫黄	すべてのもの	—	—	—	0.3ppm	0.1ppm
24	トルエン	すべてのもの	—	—	—	2.0ppm	0.7ppm
25	アクロレイン	すべてのもの	—	—	—	0.03ppm	0.01ppm
26	フェノール	すべてのもの	—	—	—	0.2ppm	0.07ppm
27	ホスゲン	すべてのもの	—	—	—	0.005ppm	0.002ppm
28	トリクロロエ チレン	すべてのもの	—	—	—	2.0ppm	0.7ppm
29	キシレン	すべてのもの	—	—	—	2.0ppm	0.7ppm
30	ヘキサン	すべてのもの	—	—	—	150ppm	50ppm

- 備考 1. 規制基準の敷地境界線上濃度及び地上到達点濃度の数値は、30分間値とする。
2. 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量によること。